

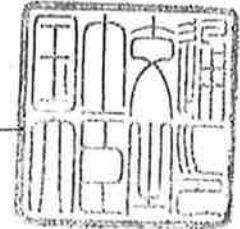
国海員第 4 4 号
平成 2 8 年 5 月 1 8 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 4 6 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
大寿汽船株式会社	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸3134番地	1